



山形県公報

令和4年12月9日(金)
第362号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……1137
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・所得向上推進課) ……同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……1138
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良事業計画の計画変更の適当の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(庄内総合支庁農村整備課) ……1139
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 昭和49年12月県告示第1941号(山形県屋外広告物条例に基づく指定地域)の一部改正……………(県土利用政策課) ……1140

正 誤

告 示

山形県告示第944号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定員	指定年月日
特定非営利活動法人あゆむ 長井市五十川5293番地の7	児童発達支援センターあゆむ いいで 西置賜郡飯豊町萩生3532-1	児童発達支援	10名	令和4.12.1

山形県告示第945号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.55%」を「年0.45%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年11月18日から適用する。
- 令和4年11月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第946号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.55パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和4年11月18日から適用する。
- 2 令和4年11月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第947号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営大江中部地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営大江中部地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
大江町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和4年12月16日から令和5年1月20日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第948号

鮭川村宇津森土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により令和4年11月30日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
鮭川村役場
- 3 縦覧に供する期間
令和4年12月13日から令和5年1月17日まで
- 4 その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第949号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営坂野辺地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所
酒田市役所本庁舎
- 3 縦覧に供する期間
令和4年12月12日から令和5年1月13日まで
- 4 その他
 - (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第950号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和4年12月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和4年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡大江町大字藤田字藤田原370番7から 同 220番4まで	旧	126.9メートル } 29.1	メートル 100
同 上	新	122.6メートル } 28.5	同 上

山形県告示第951号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年12月9日から同月23日まで縦覧に供する。

令和4年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 戸沢大蔵線
- 2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字古口字板敷802番3から
同 802番4まで
- 3 供用開始の期日 令和4年12月9日

山形県告示第952号

昭和49年12月県告示第1941号（山形県屋外広告物条例に基づく指定地域）の一部を次のように改正する。

令和4年12月9日

山形県知事 吉村美栄子

第3項第2号中「第6項」を「第5項」に改め、第4項中「第4項第1号イ」を「前項第1号イ」に改め、同項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第5項中「第4項第1号」を「第3項第1号」に改める。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行
令和 4. 9. 6	第336号	878	21

誤

高 等 部		3 年
-------	--	-----

正

高 等 部	普 通 科	3 年
-------	-------	-----

同	同	同	32
---	---	---	----

誤

高 等 部		3 年
-------	--	-----

正

高 等 部	普 通 科	3 年
-------	-------	-----